

(別記様式第1号)

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和7年度 |
| 計画主体 | 串本町 |

串本町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 串本町 産業課
所在地 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5
電話番号 0735-62-0558
FAX番号 0735-62-6970
メールアドレス sangyou@town.kushimoto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|---|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ハクビシン、カラス |
| 計画期間 | 令和8年度～令和10年度 |
| 対象地域 | 串本町 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|--------------|---------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| 農作物被害 | | |
| イノシシ | 水稻 | 85.7万円／1.21ha |
| ニホンジカ | 水稻、野菜、いも類 | 10.0万円／0.10ha |
| ニホンザル | 水稻、果樹、野菜、いも類 | 75.1万円／0.87ha |
| アライグマ | いも類 | 1.3万円／0.003ha |
| アナグマ | 野菜、いも類 | 3.2万円／0.01ha |
| タヌキ | いも類 | 0.4万円／0.001ha |
| カラス | 果樹、野菜、いも類 | 17.5万円／0.04ha |
| カモ | 水稻 | 3.0万円／0.04ha |
| ヒヨドリ | 野菜 | 5.8万円／0.02ha |
| キジ | 野菜 | 0.3万円／0.001ha |

(2) 被害の傾向

| |
|--|
| <p>串本町における鳥獣被害の現状は、獣類ではイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、鳥類ではカラスを中心として、町内の各地域で農作物被害が発生しており、令和6年度被害状況調査に基づく被害総額は2,023千円となっている。</p> <p>イノシシによる被害は、農用地において収穫期の水稻被害を中心に発生している。令和3年度には豚熱の影響により捕獲数・被害ともに減少していたが、近年の被害状況や捕獲実績から個体数は徐々に増加に転じていると推測され、今後、農作物や生活環境への被害の増加が懸念される。</p> <p>ニホンジカによる被害は、農用地において田植え期から収穫期の水稻被害を中心に発生しており、山間部の果樹園では枝葉の食害が発生し収量に影響を及ぼしている。また、住宅地やその周辺地域での目撃情報も増えており、生活環境被害の増加が懸念される。</p> <p>ニホンザルによる被害は、生息が確認されていない潮岬半島や大島島内を除き、農用地の水稻被害や山間部の果樹被害が発生しているほか、住宅地への出没による生活環境被害が発生している。</p> <p>アライグマ等の小型獣による被害は、各地域において野菜やいも類の被害が発生しているほか、家庭菜園等の被害や住宅・農作業小屋等への侵入被害</p> |
|--|

が発生している。

カラスによる被害は、農用地の野菜やいも類、山間部の柑橘類を中心とした被害が発生している。

その他の鳥類による被害については、カモによる育苗期の水稻被害や、ヒヨドリ・キジによる時季的な野菜類への被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和6年度） | 目標値（令和10年度） |
|-------|----------------|----------------|
| 農作物被害 | | |
| イノシシ | 85.7万円／1.21ha | 77.1万円／1.08ha |
| ニホンジカ | 10.0万円／0.10ha | 9.0万円／0.09ha |
| ニホンザル | 75.1万円／0.87ha | 67.5万円／0.78ha |
| アライグマ | 1.3万円／0.003ha | 1.1万円／0.001ha |
| アナグマ | 3.2万円／0.01ha | 2.8万円／0.01ha |
| タヌキ | 0.4万円／0.001ha | 0.3万円／0.001ha |
| ハクビシン | -万円／-ha（被害なし） | 0.0万円／0.00ha |
| カラス | 17.5万円／0.04ha | 15.7万円／0.03ha |
| 計 | 193.2万円／2.23ha | 173.5万円／1.99ha |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲及び狩猟による捕獲の実施 ・国・県補助事業の活用と併せた有害鳥獣捕獲実績に対する補助の実施 ・有害鳥獣捕獲時における町所有の箱わなの貸出しの実施 ・地区主体の捕獲活動に対する捕獲檻や餌の購入費用への補助の実施 ・ICTを利用した町所有の大型捕獲檻による捕獲の実施 ・県補助事業の活用と併せた狩猟免許取得費用に対する補助の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化や狩猟免許取得者の減少に伴う有害鳥獣捕獲体制の維持 ・捕獲個体の処理における負担軽減や地域資源としての有効活用の検討 ・有害サル群れの行動把握と効果的な個体数管理手法の確立、計画的な捕獲の実施 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・耕作地への防護柵等設置に係る資材購入費用の一部補助の実施 ・サルによる被害に対する動物駆 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助制度の周知等による防護柵設置の推進及び既設柵の適切な維持管理 ・地域の実情に応じた集団での防 |

| | | |
|--------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 組 | 逐用煙火講習会の開催及び追い払い活動に対する煙火の配布支援の実施 | 護柵の設置 ・サルによる被害に対する追い払い活動への効果的な支援 |
| 生息環境管理その他の取組 | ・放任果樹や放置野菜の除去等の被害防止に関する啓発 | ・休耕地や耕作放棄地の草刈り等による環境整備 |

(5) 今後の取組方針

| |
|---|
| <p>被害の軽減目標を達成するためには、防護・捕獲・地域の環境整備を基本とした取り組みを総合的に実施する必要がある。</p> <p>防護の取り組みについては、町の補助事業を活用した耕作地への防護柵の設置を推進するとともに、既設柵の維持管理や周辺環境の整備の必要性を周知する。また、地域の実情に応じて、国費や県費補助事業を活用した集団での防護柵の設置を推進する。</p> <p>捕獲の取り組みについては、和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会への依頼により、被害の多い地域や加害個体の捕獲を中心とした有害鳥獣捕獲を実施する。銃猟に関しては、県内唯一の射撃場である田辺射撃場を活用し、捕獲従事者の育成や捕獲技術の向上に努める。わな猟に関しては、町所有の ICT を利用した大型檻での効果的な捕獲を検討するとともに、捕獲檻の貸出し等により捕獲従事者の負担軽減に取り組む。また、狩猟免許取得に係る補助制度を周知し、新たな捕獲従事者の確保に努める。</p> <p>地域の環境整備の取り組みについては、地域主体のサルの追い払い活動や餌場となっている放任果樹や放置野菜の除去等の活動を推奨し支援する。</p> |
|---|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|--|
| <p>和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会に有害鳥獣捕獲を依頼し、今後においても捕獲体制の維持に努め、銃猟とわな猟による捕獲を継続して実施する。</p> <p>・和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会 83 名</p> |
|--|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------|------------------------|--|
| 令和 8 年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル | ・有害鳥獣捕獲従事者合同によるイノシシ、ニホンジカを対象とした捕獲の実施 ・狩猟免許取得者の増加推進のための狩猟免許取 |

| | | |
|------------|-------------------------------|---|
| 令和 9年度 | アライグマ アナグマ タヌキ ハクビシン | 得費用補助制度の広報誌等による周知 ・町所有の ICT を利用した大型捕獲檻による捕獲の実施 ・有害鳥獣捕獲従事者への箱わなの貸出しによる捕獲支援 ・田辺射撃場を活用した銃猟による捕獲従事者の育成・確保及び捕獲技術の向上 |
| 令和 10年度 | カラス | |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | |
|--|--|
| <p>和歌山県鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、年間を通して適正な捕獲を実施する。</p> <p>【イノシシ】</p> <p>令和3年度には豚熱の影響により個体数は減少していたが、近年、捕獲数・被害ともに増加傾向にある。第二種特定鳥獣管理計画の捕獲目標頭数や過去の捕獲実績を参考に、猟期中は狩猟での捕獲対応を実施していることを踏まえた捕獲計画数を設定する。</p> <p>【ニホンジカ】</p> <p>県内全域における推定生息数は増加しており、捕獲圧を上げる取り組みが必要とされている。本町においても近年の捕獲数に大きな増減はなく、目撃情報や被害状況からも個体数は減少していないものと推測されるため、積極的な捕獲を実施する必要がある。第二種特定鳥獣管理計画の捕獲目標頭数や過去の捕獲実績を参考に捕獲計画数を設定する。</p> <p>【ニホンザル】</p> <p>町内各地で群れの日撃情報があり、農作物被害に加え住宅地付近での出没も増加しており、加害レベルの高い群れを中心とした捕獲が必要である。第二種特定鳥獣管理計画の捕獲目標頭数や過去の捕獲実績を参考に捕獲計画数を設定する。</p> <p>【アライグマ等の小型獣】</p> <p>町内各地で農作物や生活環境への被害があり、疥癬の影響により個体数が減少しているタヌキを除き近年の捕獲数に大きな増減はなく、依然として目撃情報や被害連絡がある。過去の捕獲実績を参考に捕獲計画数を設定する。</p> <p>【カラス】</p> <p>町内各地で果樹や野菜類を中心とした被害がある。防護や追い払いを中心とした対策を基本とするが、被害状況に応じた捕獲の検討が必要である。過去の捕獲実績を参考に捕獲計画数を設定する。</p> | |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|------|--------|-------|--------|
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| イノシシ | 300頭 | 300頭 | 300頭 |

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| ニホンジカ | 700 頭 | 700 頭 | 700 頭 |
| ニホンザル | 100 頭 | 100 頭 | 100 頭 |
| アライグマ | 60 頭 | 60 頭 | 60 頭 |
| アナグマ | 100 頭 | 100 頭 | 100 頭 |
| タヌキ | 10 頭 | 10 頭 | 10 頭 |
| ハクビシン | 40 頭 | 40 頭 | 40 頭 |
| カラス | 20 羽 | 20 羽 | 20 羽 |

| |
|--|
| 捕獲等の取組内容 |
| 和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会による協力の下、年間を通し、町内全域において、有害鳥獣捕獲及び狩猟による個体数管理を目的とした捕獲を実施する。特に、農作物被害の大半を占めるイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルを中心に、銃猟及びわな猟による積極的な捕獲を実施する。 |

| |
|--|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| ライフル銃は、イノシシやニホンジカといった大型獣の捕獲に有効であり、射程距離がとれることから捕獲効率の向上も見込めるため、効果的な被害防止対策を進めるうえで必要である。 |

(4) 許可権限委譲事項

| | |
|------|-------------|
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| なし | なし（既に権限移譲済） |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|-------|------------|------------|------------|
| | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
| イノシシ | 防護柵 1,000m | 防護柵 1,000m | 防護柵 1,000m |
| ニホンジカ | 電気柵 300m | 電気柵 300m | 電気柵 300m |
| ニホンザル | 複合柵 100m | 複合柵 100m | 複合柵 100m |
| アライグマ | | | |
| アナグマ | | | |
| タヌキ | | | |
| ハクビシン | | | |
| カラス | | | |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|------|---------|---------|----------|
| | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
| | | | |

| | |
|--|---|
| イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ ハクビシン カラス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の維持管理や周辺環境の整備に関する周知 ・ 動物駆逐用煙火講習会の開催、地域の追い払い活動に対する支援 |
|--|---|

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|------------|------------------------|-------------------------------------|
| 令和 8年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル | ・ 餌場となっている放任果樹や農作物残渣の除去等の環境整備に関する啓発 |
| 令和 9年度 | アライグマ アナグマ タヌキ | |
| 令和 10年度 | ハクビシン カラス | |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|-----------------------|------------------------|
| 串本町 | 情報収集、連絡調整、有害鳥獣捕獲の依頼・許可 |
| 和歌山県（東牟婁振興局） | 情報収集、連絡調整 |
| 和歌山県猟友会東牟婁支部 串本町分会 | 有害鳥獣捕獲、対処への協力 |
| 和歌山県鳥獣保護管理員 | 鳥獣保護及び管理、対処への協力 |
| 新宮警察署 | 緊急時における対処への協力、連絡調整 |

(2) 緊急時の連絡体制

| | |
|-------------------------------|--|
| 緊急の連絡を受けた場合、対処に必要な関係機関に連絡を行う。 | |
| | <p style="text-align: center;">情報共有</p> <p style="text-align: center;">⇔ 和歌山県（東牟婁振興局）</p> <p style="text-align: center;">情報共有・協力要請（※必要に応じて）</p> <p style="text-align: center;">⇔ 新宮警察署</p> |
| 住民 → | 串本町 捕獲依頼・許可 |

| | | |
|----------------|------|-----------------------|
| (関係各課、関係機関へ連絡) | ⇒ | 和歌山県猟友会 東牟婁支部串本町分会 |
| | 協力依頼 | |
| | ⇒ | 和歌山県鳥獣保護管理員 |

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

| |
|---|
| <p>捕獲した鳥獣の処理については、捕獲従事者が解体処理し有効利用することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、捕獲場所付近に埋設処理するなど、環境に影響を与えないように適切に処理する。</p> <p>また、イノシシ・ニホンジカについては、鳥獣食肉処理加工施設への搬入による地域資源としての活用を推奨する。</p> |
|---|

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------------------------------------|---|
| 食品 | <p>現状において、町内に処理加工施設はなく、民間における処理加工の取扱いも把握できていない。</p> <p>捕獲した鳥獣の処理については、今後も地域資源としての有効活用を検討していく。</p> |
| ペットフード | |
| 皮革 | |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | |

(2) 処理加工施設の取組

| |
|----------------------|
| 現状において処理加工施設の整備予定なし。 |
|----------------------|

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

| |
|---|
| 捕獲従事者に対し、衛生管理講習会等の受講や捕獲した鳥獣の鳥獣食肉処理加工施設への搬入による有効活用を推奨する。 |
|---|

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|----------|--------------------------|
| 協議会の名称 | 串本町鳥獣害防止対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 串本町 | 施策の立案、対策の実施指導、関係機関との連絡調整 |
| 串本町農業委員会 | 農家・地域からの意見集約、被害情報の収集 |

| | |
|-----------------------|--------------------------|
| 和歌山県東牟婁振興局 農業水産振興課 | 施策の検討、対策の実施指導、情報収集 |
| 和歌山県農業協同組合 | 農家及び地域への知識・技術の普及、被害情報の収集 |
| 和歌山県猟友会東牟婁支部 串本町分会 | 有害鳥獣捕獲の実施 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|------------------------|------------------|
| 和歌山県鳥獣保護管理員 | 鳥獣に関する知識の普及、技術指導 |
| 株式会社古川鉄砲火薬店 (田辺射撃場) | 狩猟者の育成、技術向上指導 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

和歌山県猟友会東牟婁支部串本町分会への依頼による捕獲体制の維持を基本とし、今後、新たな被害対策等の必要に応じて、鳥獣被害対策実施隊の結成に向けた検討を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

串本町鳥獣害防止対策協議会を中心として、各種団体や自治会等においても積極的な参加を促し、地域ぐるみの取り組みを進めていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

防護・捕獲・地域の環境整備を基本とした被害防止施策を実施するとともに、鳥獣被害を一人一人の問題として捉え、地域ぐるみの取り組みとして推進していくことが重要である。